

ダムによらない治水を検討する場共通認識（案）

- ① 平成 21 年 1 月以来、国土交通省、熊本県及び流域市町村は、「ダムによらない治水を検討する場」（以下、「検討する場」という。）において、検討を重ね、現時点において現実的な対策を最大限積み上げた。
しかしながら、これらの対策の実施によって達成可能な治水安全度は、全国の直轄管理区間の河川整備計画の目標と比較して低い水準にとどまるとの検討結果を得た。
- ② このため、今後、国土交通省、熊本県及び流域市町村は、全国的に見て妥当な水準の治水安全度を確保するための対策の検討を進めていくこととする。検討に当たっては、球磨川として中期的に達成すべき治水安全度の目標を「戦後最大の洪水被害をもたらした昭和 40 年 7 月洪水と同規模の洪水」とし、コスト、実現性、地域社会との関係等の観点からこれまで検討してこなかった対策も含め、考えられる対策（新設ダムは除く）を網羅的に対象とする。
- ③ この検討は、国土交通省、熊本県及び流域市町村の実務者から構成される協議会を新たに設置して行うこととし、この協議会における検討状況を踏まえ、九州地方整備局長、熊本県知事、流域市町村長が協議する場も設けることとする。
- ④ この検討と並行して、国土交通省及び熊本県は、「検討する場」で積み上げた対策について、流域市町村の協力を得ながら、地域の理解が得られたものを着実に実施していくこととし、新たに設置する協議会において、対策の実施状況の確認や課題の整理を行う。
合わせて、流域市町村も含め関係者が、防災・減災ソフト対策に努めていくことが必要であり、熊本県は、流域市町村が取り組む防災・減災ソフト対策に対して財政支援を行うこととする。
- ⑤ なお、河川整備計画の策定については、新たな協議会における議論の後に、改めて検討するものとする。
- ⑥ また、国土交通省及び熊本県は、「五木村の今後の生活再建を協議する場」における三者合意に基づき、適切な役割分担の下、引き続き、五木村の振興策を講じていく。